



地 方 厚 生 (支)局 医 療 課 長都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公 印 省 略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和5年8月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和4年 3月4日保医発0304第1号) の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和4年3月4日保医発0304第1号)の一部改正について

1 別添1の第2章第3部第1節第1款D004-2(4)ア中の「RET融合遺伝子検査」を「RET融合遺伝子検査、HER2遺伝子検査(次世代シーケンシング)」に改める。

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日保医発0304第1号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正 後 改 正 別添1 別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第2章 特揭診療料 第1部~第2部 (略) 第1部~第2部 (略) 第3部 検査 第3部 検査 1~18 (略) 1~18 (略) 第1節 検体検査料 第1節 検体検査料 第1款 檢体檢查実施料 第1款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算~D004 時間外緊急院内検査加算~D004 (略) (略) D004-2 悪性腫瘍組織検査 D004-2 悪性腫瘍組織検査 (1)~ (3) (略) (1)~(3) (略) (4) 「1」の「 α 」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子 (4) 「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子 検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応 検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応 を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認 を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認 証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世 証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世 代シーケンシング等により行う場合に算定できる。 代シーケンシング等により行う場合に算定できる。 ア 肺癌におけるBRAF遺伝子検査(次世代シーケンシン ア 肺癌におけるBRAF遺伝子検査(次世代シーケンシン グ)、METex14遺伝子検査(次世代シーケンシング グ)、METex14遺伝子検査(次世代シーケンシング)、RET融合遺伝子検査、HER2遺伝子検査(次世代)、RET融合遺伝子検査 シーケンシング) イ~エ (略) イ~エ (略)

 (5)~(15) (略)
 (5)~(15) (略)

 D005~D025 (略)
 D005~D025 (略)

 第2款 (略)
 第2款 (略)

 第3節~第4節 (略)
 第3節~第4節 (略)

 第4部~第13部 (略)
 第4部~第13部 (略)

 第3章 (略)
 第3章 (略)